

(案)

11 原委第 23 号
平成 11 年 3 月 30 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリア
エンジニアリング株式会社との合併について（答申）

平成 11 年 3 月 4 日付け 11 安（原規）第 33 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。